

桑名市中小企業競争力強化補助金 Q&A

【補助金の目的、申込要件に関すること】

Q1 この補助金は、どのような制度ですか？

A1 ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、市内中小企業等が持続的な経営に向けた経営向上計画に基づく生産性向上や業態転換等に対する取組みに要する経費の一部を、桑名市からの補助金を受けて桑名商工会議所が予算の範囲内において補助することにより、桑名市内の中小企業等の付加価値の向上、競争力強化を図ることを目的とします。

Q2 この補助金の対象となる桑名市内に主たる事務所又は事業所を有する「中小企業等」とは、何を指していますか？

A2 以下のいずれかに該当する者を指します。

(1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

業種	以下のいずれかを満たすこと	
	資本金	常時使用する従業員
①製造業・建設業・運輸業その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下

(2) 次のいずれかに該当する者

中小企業等経営強化法第2条第1項第6号～8号に規定する組合等	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの
中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する一般社団法人	政令で定めるもの
右に掲げる要件を満たした特定非営利活動法人	①法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条第1項に規定する34事業)を行っていること ②認定特定非営利活動法人でないこと ③常時使用する従業員が300人以下であること

※申請に当たっては市税を滞納していないことも条件ですのでご注意ください。申請の際には市税完納証明書の写しが必要です。

※主たる事務所又は事業所とは

商業・法人登記簿・登記事項証明書、定款、規約などに記載している法人住所又は事業活動の拠点としての主たる事務所又は事業所のことをいいます。

Q3 この補助金を利用できないのは、どのような法人ですか？

A3 中小企業基本法上の中小企業者に該当しない、社会福祉法人、医療法人、学校法人、農事組合法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)、有限責任事業組合(LLP)は、この補助金の対象となりません。(農業法人は対象となります。)

Q4 桑名市に事業所(店舗・事務所)はありますが 法人の本社所在地(個人事業代表者の住所)が桑名市外です。この補助金の申請は可能ですか？

A4 申請は可能です。

ただし、補助対象事業を実施する 桑名市内の店舗、事業所や工場等で事業を営んでいることが確認できる書類が必要となります。

提出書類の一つの市税完納証明書の写しは、桑名市以外のもので可能です。

※例えば法人、個人でも登録上の本社所在地が市外であっても、主たる事業所、事務所、店舗等が桑名市内であれば申請可能です。

Q5 桑名市内に事業所がなくても申請できますか？

A5 桑名市内に主たる事務所又は主たる事業所がない場合は申請できません。

※法人本社所在地(社長住所兼ねる)や個人代表の住所が桑名市内であっても主たる事業所、事務所、店舗等が市外のみである場合は補助対象になりませんので注意してください。

Q6 士業法人は対象となりますか？

A6 監査法人、税理士法人等の士業法人は、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められることから、中小企業基本法に規定する「会社」の範囲に含むものとして解かれて、対象となります。

Q7 補助金を利用できる業種に制限はありますか？

A7 業種による制限はありません。

Q8 創業から間もない企業や、事業を引き継いだばかりの個人事業主でも申請できますか？

A8 申請はできます。ただし、当補助金は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けていることを要件としているため、経営向上計画書に新型コロナウイルス感染症の影響や課題等をしっかりと記載していただく必要があります。

なお、創業から間もないために確定申告書や決算書を提出できない場合は、①開業届(法人は不要)及び、②事業実態が分かる書類(合計残高試算表や直近の売上台帳など)を提出してください。

Q9 フリーランスの者ですが申請可能ですか？

A9 フリーランスの方は、基本的に事業所を有してないと思いますので、対象から外れることとなります。事業所を有している場合は、お問い合わせください。

Q10 申請すれば必ず補助金が交付されますか？

A10 審査がありますので必ず交付される訳ではありません。

【他の制度との併用に関すること】

Q11 本補助金と他の補助金の併用は可能ですか？

A11 補助対象事業や経費が異なる場合は、併用可能です。同一事業者が同一内容で本制度以外の国・県・市等が助成する他の制度(補助事業や委託事業等)を活用して重複する補助事業を実施している場合には、本補助金の対象となりません。

【対象となる取組に関すること】

Q12 この補助金の対象となるのは、どのような取組ですか？

A12 リモートワーク環境整備や生産ライン遠隔管理システムなどの導入、顧客層拡大を図るためのネット通販サイトの改良、企業向けから個人向け販売に事業の中心を切り替えるための事業再構築費用 など(不明な場合は事前相談窓口にお問い合わせください。)

Q13 「ウイズコロナ・アフターコロナ」の計画内容への盛り込みはどのように考えると良いですか？

A13 申請に際して、経営向上計画書には、「実施する取組がコロナ収束後はどのように経営向上につながることを想定しているか」、「コロナ収束後は何をめざして事業を運営していくか」などの視点を盛り込んでください。

Q14 「生産性向上」や「業態転換」とは、具体的にどのような取組ですか？

A14 以下のような取組が該当します。〈例〉

- ①生産性向上のためのデジタルトランスフォーメーション(DX)の導入
 - ・BCP強化計画の一環としてリモートワーク環境を整備し、オフィス機能を分散
- ②省力化・作業効率化・生産能力の増強等により生産性向上を推進する取組
 - ・生産能力の高い加工機器を導入することで、時間当たりの製造量を増強
- ③需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築
 - ・オフィスへの弁当配達から個人向けの店頭販売を事業の中心に切り替え
- ④新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ
 - ・自動車部品製造業者における既存ラインを活用した感染症防止アクリル製品生産
- ⑤新たな需要が見込める既存商品のブランド力強化
 - ・一人用土鍋にデザインやネーミングを変更し、BtoCへ対応
- ⑥新たな顧客層の掘り起こしにつなげるための取組
 - ・ネット通販に不慣れな高齢者にも利用しやすいようにするHPの改修
- ⑦サプライチェーンの強靱化のための部素材の内製化、製造工程の再構築
 - ・複数の工場に分散していた製造工程を一か所に集約し、生産効率の向上を図る。
- ⑧その他、市長が認める生産性向上、業態転換等の意欲的な経営向上の取組

Q15 感染防止対策を目的とした計画は、対象となる取組にあたりますか？

A15 この補助金は、生産性向上・業態転換の取組を実施する事業計画を採択します。このため、感染防止対策がどのように生産性向上や業態転換につながるかを記載してください。

【補助対象経費に関すること】

Q16 この補助金の対象となる経費はどのようなものですか？

A16 補助対象経費の区分

経費区分	内 容
広告費	事業の遂行に必要なパンフレット・ポスター・チラシ・ホームページ等を新規に作成(更新)するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費
展示会等出展費	事業の遂行に必要な新商品等を展示会等に出展又は商談会に参加するために要する経費
開発費	新商品の試作品やパッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
借料	事業遂行に直接必要な機器・設備等を新たに契約し、リース料・レンタル料として補助対象期間中に支払われる経費
機械装置等費	事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費 (パソコン・タブレット周辺機器、リモートワーク対応機器、製造機器等) ・感染予防対策として取り組む換気対策機器。 ・自動車等車両は対象外。ただし、調理又は冷蔵・冷凍・保温設備を備えた移動販売専用車両等への改造費用や機械装置の購入・設備費用については対象 ・既に導入しているソフトウェアの更新料は対象外
その他の経費	その他必要な経費

※募集要領の P8 表もご覧ください。

Q17 コンテナハウスを設置して、そこを事務所として使用したいのですが補助対象になりますか？

A17 生産性向上や作業効率につながる計画であれば申請可能です。

Q18 店内の照明をLEDに替えたい。対象になりますか？

A18 生産性向上等、本補助金の目的に沿う事業計画のために必要な取り組みのひとつであれば、申請可能です。ただし、工事を伴うものに限る。LED照明交換のみ(消耗品)は不可。

Q19 交付決定前に購入した物品の購入経費は対象となりますか？

A19 交付決定前に契約・発注及び納品を受けたものについては、補助対象になりません。交付決定日以降に発注し、補助対象期間中に支払が完了した経費が対象となります。

Q20 発注する際には、必ず2者以上から見積書を取らないといけませんか？

A20 発注先(委託先)の選定にあたっては、原則として2者以上から見積もりを取る必要があります。なお、発注内容の性質上、複数者からの見積書を取ることが困難な場合は、1者のみからの見積書取得で契約することができますが、その場合、当該発注先を契約の相手方とした理由を説明した理由書の提出が必要となります。

Q21 新事業のために工場設備を改修する費用は補助対象となりますか？

A21 生産性向上・業態転換のために必要な改修費は補助対象です。ただし、建物・施設、土地等の取得費は対象外です。

Q22 感染防止対策のための費用は補助対象となりますか？

A22 生産性向上・業態転換を目的とする経営向上計画の一環として実施する、必要な感染防止対策をして販路拡大、開拓等につなげるのであれば補助対象となります。

Q23 汎用機器(パソコン等)の購入費は補助対象となりますか？

A23 補助事業経営向上計画に基づく用途に使用するものであり、他の用途での使用(目的外使用)がないと整理できる場合には、パソコンやタブレットPCなどの汎用機器であっても、補助対象となります。

ただし、補助金交付後に目的外使用が判明した場合は、補助金交付取消・返還の対象となります。

Q24 自動車やバイクの購入費は補助対象となりますか？

A24 車両購入費は補助対象経費となりません。ただし、調理又は冷蔵・冷凍・保温設備を備えた移動販売専用車両等への改造費用や機械装置の購入・設備費用については対象となります。

Q25 機械装置やパソコンのリース料は補助対象となりますか？

A25 補助事業の実施に直接必要な機器・設備等のリース、レンタル料については、補助対象期間分かつ補助対象期間内に支払が終了した場合に限り対象となります。

Q26 ソフトウェアの購入費は補助対象となりますか？また、費目は何費ですか？

A26 販路開拓等のための特定業務用ソフトウェアは対象となります。

ライセンス期間に定めがあるか否かによって異なります。

- ・ライセンス期間に定めがあるソフトウェア ライセンス期間に1年、3年等の定めがあるソフトウェア(いわゆるサブスクリプション)の場合、補助対象期間内に支出したものについて、補助対象期間分に限り対象となります。費目は借料です。

- ・ライセンス期間に定めのないソフトウェアの場合、購入価格全体が補助対象となり、費目は機械装置等費となります。

Q27 自宅兼店舗(事業所)の場合 建物の外壁の補修は 対象になりますか？

A27 自宅が含まれている場合は対象外となります。

Q28 店内の壁紙に光触媒コーティングをしたいのですが、対象になりますか？

A28 コーティング剤を吹き付けるタイプになるので、対象外となります。光触媒コーティングの壁紙の張り替えを施して 販路拡大、開拓等を図ろうとする場合は申請可能です。

【事前相談に関すること】

Q29 事前相談をしないで、申請は出来ますか？

A29 補助金の申請には、必ず事前に桑名商工会議所中小企業相談所、桑名三川商工会への相談が必要になります。社外代理人が相談することはできません。

事前予約の相談を優先的に対応します。各相談窓口へ予約をしてください。予約がない場合はお断りする場合があります。

【補助対象経費の支払いに関すること】

Q30 補助対象経費の支払いはクレジットカード払いでも可能でしょうか？

A30 クレジットカードによる支払は、当該法人又は個人事業主本人名義によるもので、補助対象期間中に引き落としが確認できる場合のみ認められます。(購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外経費となります。)なお決済は法定通貨でお願いします。仮想通貨・クーポン・クレジットカード会社等から付与された特典ポイント・金券・商品券(プレミアム付き商品券を含む)の利用等は認められません。

Q31 補助金の概算払いはありますか？

A31 ありません。

【事業の運用に関すること】

Q32 交付決定や補助金の支払いはいつ頃になりますか？

A32 ・交付決定には審査があります。採択・不採択を決定し、提出書類受付日から、概ね1か月に結果を通知します。採択者には交付決定通知書を送ります。予算の都合等で決定額が申請希望額より減額される場合があります。審査の結果、不採択となる場合があります。

・補助金の支払いは、補助事業終了後に実績報告書を提出していただき、補助金額の確定、精算払請求書の提出を経て行われます。

Q33 補助金に採択された場合、いつ頃から事業に着手できますか？

A33 補助事業に着手していただけるのは交付決定後です。交付決定前に発注した部分に係る経費については補助対象となりませんので、ご注意ください。

Q34 交付決定後に事業計画を変更することは可能ですか？

A34 止むを得ない事情により事業計画の変更が必要になる場合は認められることがありますのでご相談ください。

なお、交付決定額の増額については認められません。

Q35 予算の総額を教えてくださいませんか？

A35 予算額 80,000 千円 です。